

## 「広島県いじめ防止基本方針」改定のポイント

項目	強調すべき点（現行の方針に加えた主な箇所）
広島県いじめ防止基本方針を貫く 「三本の矢」p3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進」「いじめ防止委員会」の機能化」「いじめ重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え」を「三本の矢」と表現し、改定の柱を明記。</li> </ul>
2 いじめの定義等 p4～5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ」に当たるか否かの判断は、対象児童生徒の立場に立つことを明記。</li> <li>・犯罪行為として取り扱われるべき事案は、早期に警察に相談・通報することを明記。</li> <li>・「具体的ないじめの態様」例を追加。</li> </ul>
3 広島県におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方 p5～6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ見逃しゼロ」を追加し、いじめの積極的な認知、早期発見・早期対応の重要性や具体的な取組例を明記。</li> <li>・対象児童生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うための関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）連携を明記。</li> </ul>
4 広島県におけるいじめの防止等に関する取組 p7～8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前より学齢期・青年期に至るまでの一貫した取組の具体を明記。</li> <li>・「インターネットやSNS等による投稿・拡散を通じて行われるいじめ」の未然防止及び対応するための体制、保護者や関係機関等と連携について追加。</li> </ul>
5 学校におけるいじめの防止等に関する取組 p8～14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の考え方を示し、全ての教育活動の基盤として機能させることを追加。</li> <li>・「いじめ防止委員会」の設置の目的、役割、機能化について追加。</li> <li>・「いじめの解消」の要件と、組織的な対応の徹底について追加。</li> </ul>
6 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え p14～17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における平時からの備えの具体について、「生徒指導体制の確立」「学校の設置者等との連携」「記録等の作成及び保管」「いじめの重大事態の未然防止」の4つの観点で追加。</li> </ul>